

建設分野における特定技能の業務区分が変更

これまでの建設分野の特定技能1号は、19業務区分（18試験区分）にわかれていました。旧制度では、ある区分で特定技能の資格を取得しても、その業務以外に携わることができませんでした。また、技能実習対象なのに特定技能にない職種があるなどの不整合もありました。

この度、技能実習対象職種を含め、建設業に係る全ての作業を大きく3つの特定技能業務区分、【土木】【建築】【ライフライン・設備】に再編されました。これにより特定技能外国人が従事可能な業務範囲が拡大、柔軟に仕事ができるようになりました。

現在所持している特定技能の資格についてはその職種が分類された区分で引き続き業務を行えます。さらに、その業務が分類されている区分の他の業務も行うことが可能になります。区分統合により、従来可能であった作業ができなくなることはありません。

また、再編に伴い、特定技能1号技能評価試験も【土木】【建築】【ライフライン・設備】の3つの試験区分に分かれました。

業務区分整理

現行の業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	

+

その他建設業に係る全ての作業

電気工事、塗装、防水施工、さく井、鉄工、冷凍空気調和機器施工、建具製作、溶接、石材施工、サッシ施工、築炉、造園、解体、舗装、水道施工、鋼構造物、しゅんせつ、タイル・れんが・ブロック、ガラス、熱絶縁、消防施設、清掃施設 等

1.土木区分

型枠施工、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、鉄筋施工、とび、海洋土木工、さく井、石材施工、防水施工、舗装、鉄工、溶接、造園、鋼構造物、しゅんせつ 等



2.建築区分

型枠施工、左官、コンクリート圧送、屋根ふき、土工、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、建築板金、吹付ウレタン断熱、塗装、防水施工、建具製作、溶接、石材施工、サッシ施工、築炉、解体、鉄工、タイル・れんが・ブロック、ガラス、清掃施設 等



3.ライフライン・設備区分

電気通信、配管、建築板金、保温保冷、電気工事、冷凍空気調和機器施工、溶接、水道施工、熱絶縁、消防施設 等



建設分野における外国人材の受入状況

(単位：人)

	2019	2020	2021
建設業	93,214	110,898	110,018
技能実習生	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	5,327	3,987	1,764
特定技能外国人	267	2,116	6,360

1号特定技能外国人の受入状況（2022年6月末時点）

国籍別の状況

国名	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	5,897	897	524	596	191	102	154	48	83	8,492

職種別の状況

型枠施工	左官	コンクリート圧送	トンネル推進工	建設機械工	土工	屋根ふき	電気通信	鉄筋施工	鉄筋継手
1,286	486	155	2	1,394	55	50	20	1,335	28
内装仕上げ	表装	とび	建築大工	配管	建築板金	保温保冷	吹付け・タンク断熱	海洋土工	合計
533	73	2,027	528	339	117	64	0	0	8,492

政府は、人手不足の業種で一定の技能を持つ外国人の就労を認める特定技能制度を見直し、建設分野の受け入れ枠を従来計画から6,000人削減することになりました。一方で、対象の業務範囲を拡大し、1人で複数の作業をこなす多能工のような働き方を認める運用方針の改定を閣議決定しました。

22年6月末時点で、特定技能1号の在留者は12分野で計8万7,471人。うち建設分野は8,492人で、全体の1割弱を占めます。制度導入時には、19～23年度の5年間の受け入れ上限を建設分野で4万人に設定しました。しかし現状は、いずれも計画の2割台にとどまっています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う入国制限や景気低迷で、外国人労働者の受け入れが想定通り進まず、コロナ禍で各分野の労働需要にも変化が生じました。

そこで政府は、23年度までの12分野の受け入れ総数を変えずに、分野ごとの上限数を変更。建設分野は従来よりも6,000人（15%）削減し、上限数を3万4,000人に見直しました。



9 月度承認 3 1 社が賛助会員として入会されまし

賛助会員入会状況

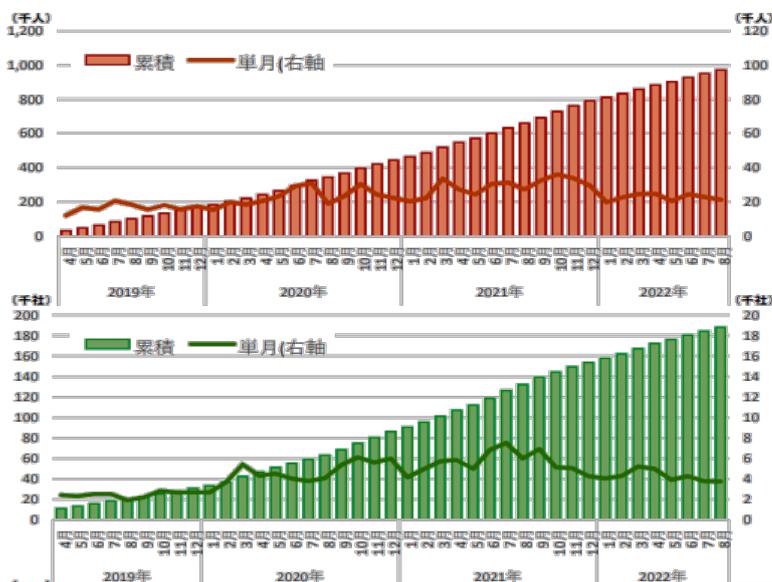
9 月 3 0 日現在

都道府県名	会員数	都道府県名	会員数	都道府県名	会員数
北海道	2	富山県	4	岡山県	11
青森県	1	石川県	6	広島県	8
秋田県	0	福井県	0	山口県	3
岩手県	0	長野県	4	香川県	1
山形県	0	静岡県	0	徳島県	2
宮城県	1	愛知県	3	愛媛県	1
福島県	2	岐阜県	5	高知県	1
栃木県	4	三重県	0	福岡県	8
群馬県	2	滋賀県	0	佐賀県	1
茨城県	2	京都府	0	長崎県	1
埼玉県	2	大阪府	13	大分県	4
千葉県	3	奈良県	2	熊本県	3
東京都	9	和歌山県	0	宮崎県	3
神奈川県	7	兵庫県	5	鹿児島県	0
山梨県	1	鳥取県	0	沖縄県	2
新潟県	7	島根県	0	合計	134

一般社団法人建設人材支援機構が、4 月 1 日の事業開始から 8 月末日までに入会企業が 1 0 3 社、9 月度の承認が 3 1 社で、9 月末日で 1 3 4 社となり、全国から入会希望者があり、順調にサービスを広げている状況です。

建設キャリアアップシステムの運営状況

8 月 3 1 日に発表された最新データによると、建設キャリアアップシステムの登録事業者は 1 8 万 7, 8 9 5 件（うち一人親方は 5 万 8, 7 9 6 件）、登録技能者は 9 7 万 2, 4 6 2 人となっています。建設業で働く技能者労働者は 3 3 0 万人と言われています。国土交通省は開始初年度で 1 0 0 万人の技能者の登録、2 0 2 3 年 3 月に 3 3 0 万人すべての技能者の登録を目標としています。登録状況を見る限り厳しい現状がうかがえます。



Q 1 受入れ可能な業務区分に制限は無くなったのですか？

- A これまで、特定技能1号で受入れ可能な業務は19区分に細かく分かれており、この業務区分に含まれない業務（電気工事や塗装など）については特定技能外国人として受入れることができませんでした。しかし、令和4年8月30日の閣議決定により、業務区分は「土木」・「建築」・「ライフライン・設備」の3区分に統合されることになり、建設業に関するすべての業務が新しい3つの区分のいずれかに含まれることになりました。
- 土木区分 コンクリート圧送、とび、建設機械施工、塗装 など
 - 建築区分 建築大工、鉄筋施工、屋根ふき、左官、内装仕上げ など
 - ライフライン・設備区分 配管、保温保冷、電気通信、電気工事 など

Q 2 1号特定技能外国人を受入れた後は、どのような支援を行う必要がありますか？

- A 受入企業で就労を開始した後は以下の支援を行う必要があります。
- 日本語学習機会の提供
 - 相談・苦情への対応
 - 日本人との交流促進に係る支援
 - （受入企業の都合により雇用契約を解除する場合）転職支援
 - 定期面談の実施、行政機関への通報

また、上記の各支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」と、行うことが望ましい「任意的支援」に分けられています。

Q 3 「日本語学習機会の提供」とは具体的にどのような支援を行えば良いのでしょうか？

- A 法務省が定める支援運営要領によると、以下の支援が必要とされています。
- 義務的支援
次のいずれかの支援を行う必要があります。
 - ① 就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手続きの補助を行うこと
 - ② 自主学習のための日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報を提供し、必要に応じて日本語学習教材の入手やオンラインの日本語講座の利用契約手続きの補助を行うこと
 - ③ 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語教師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること
 - 任意的支援
義務的支援に加えて、次の支援を行うことが望ましいとされています。
 - ・支援責任者又は支援担当者その他職員による1号特定技能外国人への日本語指導・講習の積極的な企画・運営を行うこと
 - ・1号特定技能外国人の自主的な日本語の学習を促すため、日本語能力に係る試験の受験支援や資格取得者への優遇措置を講じること
 - ・日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、日本語教師との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと